

李朝後期民衆運動の2・3の特質について (近代移行期朝鮮の国家と社会<特集>)

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.24517/00000387 |

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



李朝後期民衆運動の二・三の特質について

鶴園裕

- 一、はじめに
- 二、民衆蜂起の論理と作法
- 三、いわゆる『鄭鑑録』を中心とした易姓革命論のゆくえ
- 四、民衆運動の「場」としての在来市場

一、はじめに

近年、とりわけ一九八〇年代の韓国における民衆史研究には目を見張るものがある。¹⁾ 李朝後期、一九世紀の民衆運動についても、一八六二年の「壬戌民乱」を中心としていくつかの専門論文が書かれ

ている。また、若手の研究者集団によって『一八六二年農民抗争』（トンニョク社、一九八八）というような共同研究が出版され、ここでは各地の事例研究を通して、通文を発し、「郷会」と呼ばれる集会を持ち、官庁に対する「呈訴」を行いながらやがては全面蜂起に至る民衆運動における蜂起の論理というようなものが発見されている。

一方、共和国では一九五〇年代から資本主義萌芽論に基づく研究が行われ、六〇年代には場市（在来市場）や農民闘争に関する優れた研究成果を挙げ、今日もその意義を失っていない。²⁾ 本稿ではこれらの諸成果を踏まえながら、とりわけ民衆運動の場としての場市が持った意味に注目しつつ、李朝後期民衆運動の二・三の特質について触れて見たい。

筆者は、おおよそ社会運動ということがらの性格上、民衆運動の場合にも様々の路線や潮流が存在しうるし、李朝後期においてもまた例外ではなかったという見通しを持っている。従つて以下の叙述においては、第二章で「壬戌民乱」を中心に、運動形態論的な観点から「典型的な」民衆蜂起における論理と作法を描き、第三章ではそのような在地の運動形態とはまったく異なる易姓革命論の系譜が李朝後期には存在したことに触れ、第四章では、にもかかわらずこれらの諸潮流がいずれも在来市場という民衆にとつての共通の結節点を利用しながら、やがては近代の民衆運動へと受け継がれていく側面を強調したい。

なお、本稿における民衆という概念は、国王やソウルの中央官僚および中央から派遣された守令（地方官）などという権力者層を除いたほとんどすべての人民という広義の概念であつて、従つていわゆる在地の両班層や地主層などの在地支配層をも含む概念である。これらの在地の様々の人々が闘争の様々の局面でどのような立場でどのような行動をするのかということが大切なのであつて、民衆を必ずしも限定的な小農民層などの被支配者層にのみ限る必要はないと考へていることをあらかじめお断わりしておきたい。勿論、だからと言つて、在地における大民と小民の階級的対立というようなもの存在を否定するものではない。ただ階級的対立というものは、

民衆闘争の局面においても、在地支配層をも含んだ地方支配の在り方の方式を踏まえつつ発現するものであつて、直接的に現れるものではないように思われる。それ故にまず在地支配のあり方そのものが問題になるのであるが、ここでは民衆闘争の作法の局面においてとらえられた姿を通して考へてみたいと考へている。

二、民衆蜂起の論理と作法

李朝後期の民衆蜂起の過程、とりわけ農民運動における闘争の仕方に関して、「壬戌民乱」の研究の進展を契機に一定のルールの存在が確認されている。ここでは共同研究によつて各地域ごとの細かい事例を分析・総合した前述の『一八六二年農民抗争』や郡会の機能に注目し、饒戸と呼ばれる富農層の歴史的役割を高く評価した安乘旭⁵、一九世紀後半の農民運動を慶尚道星州地方の事例を中心に、壬戌民乱期から甲午農民戦争期まで地域史の手法で分析した李潤甲⁶、一八六二年の全羅道の農民蜂起の事例を広範に分析した呉泳教⁷らの業績などによりながら、具体的な資料に即して述べてみたい。ただし、その前に一つだけ確認して置かなければならない事がある。民衆運動が民乱と呼ばれる全面蜂起に至る以前に、いわば蜂起前史とでもいふべき様々の形態の闘争が存在するということである。

もつとも消極的な形態としては、個人的な怠業や避役、さらには逃亡による流民化などがある。また在地での闘争形態としては、個人的・集团的な抗租すなわち小作料の不払いや不特定多数の噂というような形で無名性を利用した流言蜚語の流布などがある。より積極的な闘争形態としては、山に登って守令の悪口を行う山呼、市場のぼりを立てたり、官庁の大門などに壁紙を貼ったりする掛書事件などがある。これらの事例は、すでに注(2)であげた『封建支配階級に反対した農民たちの闘争―李朝篇』などに豊富に紹介されている。また丁若鏞の守令の為の手引書とでも言うべき『牧民心書』の兵典第五条・応変の項にも、地方官が賢明に対処しなければならぬ事柄という立場から多くの事例が挙げられている。これらは、多くの論者によって農民層分解や農民自身の主体意識の形成と結合させながら論じられている。⁹⁾

一方、壬戌民乱の研究の深化の過程で、壬戌民乱前史としての守令の諮問を受けた合法的な郷庁における郷会慣行や、邑の守令に呈訴して聞き入れられない場合には道の觀察使や営門に訴え、さらに國王にさえ訴える事が合法的に可能であった事が知られている。¹⁰⁾ 本稿では、これらの蜂起前史的事例に言及する余裕を持たないが、民衆蜂起の渦中においても、前史的な闘争形態が合法・非合法の多様な形態で展開している事は念頭に置く必要があるであろう。前置

きが長くなってしまった。早速、資料そのものの検討に入りたい。壬戌民乱に関するもつともまとまった資料集である『壬戌録』の冒頭は、「嶺湖民變日記」の副題と共に晋州に関する次のような報告から始められている。

「同治元年(哲宗一三年、一八六二)壬戌二月十九日、晋州民数万名が、頭に白巾を着け手に木棒を持ち、該牧(晋州)の邑中に結党聚会し、吏胥の家數十戸を焼き壊した。(その)挙措が軽くないので、兵使は紛争を解こうと思ひ、場市に出掛けた所、白巾の民が地上を覆い、民財を横領した事、吏が横領した分をむりやり取り立てた事などを責め立て、その迫る勢いに少しもひるむ所がない。故にその憤りを鎮めようと思ひ、兵營に入つて吏房の権準範及び横領の吏金希淳を捕え敵しく棍棒で数十度打ちすえるや、衆民はそのまま両吏を火中に投げ入れ、焼尽くして余すところがあった。吏房の子萬斗は、その父を救おうとしてまた乱民に踏み殺された。(人々は)兵使をとり囲んで夜を徹して責めたので官衙に帰れなかった。本州(晋州)の吏房金潤九は機を見て逃避したが、翌日搜し出されて又打ち殺され、火に焼かれた。その後、党を分けて村に出、馬洞の営將鄭南星、富人の成氏、進士の青崗崔氏の三家を併せて焼殺した。聞くところによれば、三人は必要もない院宇(書院か、原義は垣根のある家)の普請を行い、民を使う事に節度がなかったという。

嘗門よりこの光景を聞き、論評発甘す。⁽¹¹⁾

一八六二年、壬戌年の民衆蜂起は、晋州の内陸部に隣接する丹城の両班金糧・金麟燮父子の主導下による二月四日の民衆蜂起に端を發し、慶尚道・全羅道（済州島を含む）・忠清道の三南地方を中心に、京畿道・黄海道・咸鏡道の一部をも含む全国七十余邑においてほぼ同年中に何らかの騒擾が見られたという。⁽¹²⁾ここでは当時の中央政界においても、これまでになかった「変怪」⁽¹³⁾として深刻に受け止められた晋州を激化の典型事例として取り上げ、その特徴を見る事にする。

前掲の資料からも窺えるように、農民は白巾（白い鉢巻）をしめ、木棒で武装して、吏胥や富民の家を焼き、吏胥の殺害にまで至っている。これらの農民は樵軍または樵党などと呼ばれた。樵軍とは、きこりの意味であるが、これらの人々の性格については後述する。

一八六二年の民衆蜂起において、吏胥の殺害にまで至る事例は、その他にも開寧、順天、済州等に見られるが、守令などの地方官を殺害したケースは一件もない。守令に関しては、せいぜいが「擔昇官家、置干校村路上」⁽¹⁴⁾と表現されるように、輿に乗せて放逐する程度である。吏胥の家や富民の家を焼き毀つ行動は、全国各地の蜂起に見られる。崔珍玉の調査によれば民衆蜂起のあった三七邑のうち、二九邑で吏民家や班家の焼毀・毀破が行われている。⁽¹⁵⁾一八六二年の

民衆蜂起のもっとも著しい特徴はこの点にあるように思えるが、ひとまず一般的特徴を『韓国近代農業史研究』の著者の叙述によって要約してみよう。

「要するに、樵軍を名乗り、蓬頭乱髪・頭に白巾を着け、棒杖と竹槍で武装した数十・数百または数千の農民たちが、邑城を襲撃して東軒（守令の地方官の役所）を占領し、官長を逐出して印符と郷権を奪取し、破獄放囚して軍田羅文簿（いわゆる三政の租税関係文書）を焼却し、朝官士夫を殴打して奸郷猾胥を撲殺し、怨吏富民の家屋を毀破焼却し、財物を奪取し、当該の郡県でみられる或る固執的な弊端があれば、これを矯革するように主張するのがその一般的な形態であった。李朝国家においては、官に過誤があったり民が不当な目に合った時には、呈邑・呈營してその是正を要求する事ができるのが慣例であったし、また実際にこの時の農民たちは数次にわたって邑弊を是正するように訴請をしていたのであるが、これが容認されないので、ついには力による抗争を展開する事になったのである。」⁽¹⁶⁾

以上のような様相の把握は棒杖と竹槍と同列に論じている点や、印符の奪取を一般的なものとして論じている点を除いて極めて的確なものであるように思える。

一般に一八六二年の民衆蜂起が、自然発生的なものではなく、各

地の主導層によって極めてよく準備されたものであった事は、次第に明らかになれつつある。また当時の一部の為政者もそのように見えていた。三月の中旬、晋州に到着してまもない、按察使朴珪壽の判断を見てみよう。⁽¹⁸⁾

「参考の事の為にす。今回の晋州の事変は、いにしえには聞いた事もない事である。(中略)乱民のけしからぬ振る舞いの始めは、必ず通文、そして聚会である。虫ケラの類がどうして能く識字できようか。文を發する者には必ずその人がおり、伝告する者には必ずその人がいる。(中略)ここを以って推究すれば、即ちすべてこれ士民父老の責任である」という訳で、朴珪壽は初発から乱民の背後に自覚的な扇動者がいると見なしていた。しかもそれは士民父老、すなわち在地の両班や有力者であるとの判断を持っていたのである。

さらに五月の中旬、晋州民乱の具体的な調査を終えた段階での朴珪壽の判断を見てみよう。

「その言う所の都結や統還(統營の還毅)は乱民の怨みと称して口実とする所である。その言う所の里会、都会というものは乱民の群衆して事を謀るところのものである。その言う所の回文、通文、榜書というものは乱民の囂集して期会となすものである。そのいう所の柵谷・水谷市(場)・徳山市(場)というものは乱民の初会・再会・起鬧(騒ぎを起す事)・始乱の地である。都結・統還は独り小民

の願わぬものであるだけでなく、里会・都会は皆これは大戸の主張であって、すなわち思うに彼の山に満ち地を覆って来、かちどきの声を挙げて邑中で変を起す者が、どうしてこれをいわゆる樵軍なるものにゆだねることができようか。⁽²⁰⁾

朴珪壽は、民衆蜂起の表面に現われた樵軍の背後に、操縦者としての大戸(在地有力者)の存在を想定していた。同じ報告書に言う。その動員の手法は、「不動者、脅之以罰錢、異論者、怵之以毀屋」(動かない者は、これを脅すに罰錢を以ってし、異論のある者は、これをおそれさせるに毀屋に打ち壊しを以ってす)というものであり、大戸が背後操縦者であるとするその根拠は、「觀其為乱之次第、跡其起手之先後、有若機謀叵測之所為、決非擔柴負薪之所能一朝而可辦也。」(その乱を為すの次第を觀、その起手の先後を跡づけ、機謀測りがたき所為のごときあるは、決して柴をかつき、薪を負うもののよく一朝にしてわきまえる所ではない)というものであった。朴珪壽には樵軍のような「無知の輩」が事前に蜂起を計画し、主体的に蜂起を実行するとは信じられなかったのである。このような判断から、朴珪壽は確証のないままに晋州に住む朝官の元校理李命允を義禁府で取調べるよう要請し、李命允は全羅道康津の古今島に流配となった。しかし朴珪壽のこのような判断は誤っていた。少なくとも李命允に関しては冤罪に近いものであった。⁽²¹⁾確かに李命允は、

在地の名望家として農民と守令との調停者のような役割を果たしたし、また民衆の蜂起の過程では、樵軍に食物の提供なども行ったようである。²⁵⁾しかしこのような場合に食物の提供を断れば、蜂起した民衆から制裁を受ける可能性があり、賑恤を行うべき地方名望家の李命允としては当然の事をしたまでであろう。李命允は蜂起民衆のシンボルのような存在になったのだとは思われるが、蜂起そのものを主導したとは思えない。

李命允の遺書ともいふべき「被誣事実」には次のような個所がある。

「樵丁(軍)が事を起した時、その輩は人家を毀ちながら、互に言う事には、我々の今回の挙は当然に善悪を区別している。李校理は平生、科挙合格者である事を理由に威張ったりしていない。今回は營本(晋州本營か)での郷会にも一切参加されていない事は、まさに我等が喜んでいる事です。云云」²⁶⁾。李命允が樵軍たちの言として伝えたこの言葉の意味する所は、樵軍たちが打ち壊しに当っては、主体的な取捨選択を行った上で家屋の打ち壊しを行っているということである。従って李命允の家は打ち壊しをまぬがれた。もっともこのことが後に主謀者として疑われる原因の一つになるのであるが、他の邑の事例を見てみよう。

慶尚道の咸陽では次のような具合であった。

「ところで咸陽の状頭(訴人)朴万純・禹書龜・許炯らが、乱をなす時の振る舞いは、すなわち税木価(綿布の価格)の濫定を言い成し、まず通文を発して集会する。また危言を以て恐喝し、もし来ない人がいれば、まずその家を毀ち、また罰銭を出させ、鉢巻をして棒を振り回し、官庭に乱入する。そのふるまいの驚き呆れる事、無秩序の最たるものであり、当時の光景は強盗と変りない。命令を聞いて来会した民は、大半が、雇奴や傭夫で、号するに樵軍という。

その指揮を聞き、踊躍して時を得、東に馳せ、西に駆け、毀焼の人家は一三個所に至り、至る所の村落では飯を炊いて接待し、饒戸はことごとく使い果たした。聞く所によれば、その破毀された家の多くは、民に怨まれた人であったという。²⁶⁾」ここでは樵軍が雇奴や傭夫などの農村における田畑を持たない最下層の農民としてとらえられている。また、居昌の事例では、乱民状頭の李時圭ら三人は、「浮浪無恒」とされ、「移質・邸債・還戸」の事を理由に「発通聚会」し、あわせて他邑の模様にならって、はちまきを締め棒を持ち、また樵軍の装束を用いて(「亦用樵軍之装束」)、進退を指揮し、街をうずめて或は焼き、或は毀った家が四〇家の多きを為したという。²⁷⁾ここでは「樵軍之装束」を用いたという記述に注目する必要がある。民衆蜂起の作法として、農民層の最下層に位置し、半ば農村共同体からはみだした存在である山かせぎの異形(きこり姿)としての樵

軍の姿を取ることによつて、民衆はきこりが荷を運ぶ際の生産用具ともいうべき太い杖の棒を思ひのまま振るう事ができたのではないだろうか。

晋州の場合、樵軍庁という役所があり、三所任という役職も存在したという。⁽²⁸⁾また朴珪壽の「查啓跋辭」で「重勸」の罪とされた李啓烈は、李命允の六寸(またいとこ)で「樵軍の座上」とされてゐる。朴珪壽はいわゆる「座上」について説明を加え、頭目の称号であるが、実態とはすでにかけ離れてゐると述べてゐる。⁽²⁹⁾また「龍湖閒録」に、錦山の「各所樵牧等上書」といふ文書や、綾州で樵軍が禁松の事で家舎を毀破し、慎民を毆打して、瀕死の重傷をおわせたといふ記事があり、⁽³⁰⁾実際の蜂起の参加者に樵軍(きこり)や樵軍の組織の参加を想定する事に無理はない。しかし、そもそも樵軍と呼ばれる人々は、「荷鎌負械者也、登山樵軍也、出野之農夫也」⁽³¹⁾(荷物や鎌を負うもので、山に登ればきこり、野に出れば農夫)といふような存在であつたし、晋州の場合、資料に誇張があるとはいへ、数千、数万の参加者のすべての人々が樵軍であつた訳がない。⁽³²⁾晋州蜂起の主導者として五月三〇日に「大会軍民、梟首警察事」⁽³³⁾(大勢の軍民を集め、見せしめとしてさらし首にする事)とされた柳繼春、金守万、李貴才を取つて見ても、柳繼春は朴珪壽によつて本来、事を喜ぶの徒であり、邑弊や民瘼を口実に郷里の論を主導し、

郷会や里会を能事として邑訴・営訴に生涯を送つた人物とされてゐる。今回の事件に當つては「挺身發文、会乱類於場市、潜製諺歌、倡樵軍於邑村」⁽³⁴⁾(進んで通文を発し、乱を好む類と市場で会合し、ひそかに諺歌ハングルの歌を作り、邑村で樵軍をとなえた)とされている。ここでは「倡樵軍於邑村」という点に注目すべきであろう。朴珪壽は、本来田地を持たない柳繼春が、何故自分とは関係のない都結や統還を理由に蜂起を主導したのかと六度にも渡つて背後の人物を自白させようとしたが、遂に白状させる事が出来なかつたと報告している。⁽³⁵⁾主体的に蜂起を主導してゐた柳繼春には、白状のしようがなかつたであろう。柳繼春の経済的地位は樵軍と変りはなかつたが、樵軍ではなかつた。

金守万は、守珠(門番か)の軍役を持つ將校であつたようである。李貴才は宜寧からの流離の漢で、晋州の結還の弊とは関係がないのに樵党に参入し、打殺の現場で棒を振るい主犯をつとめたとされている。⁽³⁶⁾ここでも「参入樵党」といふ表現に窺えるように、流離の民ではあつても、晋州の本来の樵軍組織に属する樵軍ではなかつたらしい。いずれにせよこれらの人々は、大民と呼ばれる在地有力者としての地主や、いわゆる土地に「緊縛」された小農民の立場ではなかつた事は確かである。それでは、朴珪壽も再三疑問にしているように、これらの土地を所有せず、本来都結や統還というような問題

と関係ないはずの人々が何故、積極的に蜂起を主導したのであろうか。

これまでの研究では、郷会などを通じた初期の両班や「饒戸・富民」などの闘争が、民乱の経過の中で、農民大衆によって乗り越えられていくという認識が一般的なようである。⁽³⁶⁾しかし、開寧の班民金主鎮が主導した蜂起においても、初発から公文において、従わぬ民に対してはまずその家を毀ち、その洞を罰するばかりでなく、⁽³⁷⁾所用の銭財はまさに富家から取りたてるべきであると述べている。

またれっきとした両班の金楹・朝官の前正言金麟燮父子の指導した丹城の闘争においても、参加しない戸に対しては五兩づつの闘銭を取り立て、吏房の家や倉邑（色か）⁽³⁸⁾の家の焼毀を行っている。これらの事例が意味している事は、罰銭を取り立てたり、吏胥の家を焼き毀つたりする行為には、蜂起の作法として、一種の村落共同体的な制裁の論理が作用していると解釈すべきように思える。事実、李潤甲が発掘した星州の事例では、打ち壊すべき対象が蜂起以前に決定されていた事が知られている。⁽³⁹⁾

勿論、この事は、だからと言って村落内に階級的対立が存在しなかったという事を主張するものではない。蜂起以前の二月二日に、李命允の制止を無視してハングルで書いた撤市の貼紙を、人を雇って市場に掛けさせた柳継春の行為や、⁽⁴⁰⁾二月六日の水谷場市の都会

（集会）において、犬を殺して血をすすり、盟約をなそうという同人の主張に同意しなかった参会者に対して、「一通の公文を空費しただけである」と怒って立ち去った柳継春の姿勢には明確な階級性を窺う事ができる。⁽⁴¹⁾またこのような個人的な事例だけではない。次のような事例は集団的な階級性を表現したものと見えよう。

嶺南宣撫使李參鉉の日記によれば、三月二六日以来、還弊・結弊・軍弊・江米・統米・公作木等の事で騷擾を極めていた星州で、五月一日、星州牧使と星州の大民である参判李源祚と宣撫使の三者によって談合が行われた。いったん一〇兩という結価が決められたのであるが、突然乱民の中から六・七名の作頭が現れ、大呼して言う事には「八兩を以って定給とせよ、しかる後、民は力をゆるめて生を得る事ができる」というものであった。そこで宣撫使は一人の白髪の民を招いて「汝がこれまで知っている限りで、一〇兩というような結価は幾たびあったか」と尋ねたところ、民は「これまでにない有難いおぼしめしです。それでも猶不足を言う者は、即ち乱民の事を喜ぶ者であります」という事であった。ところが、作頭が進み出て、或は可と言ったり、否と言ったりする。思うに（白髪の民の）その言に間違いはなく、故に民衆はその（自らの）非を知りながらも敢えて言いださない。憤激した宣撫使は、星州牧使に命じて甘結（上級官庁が下級官庁に下す公文）を書かせ、「民情は、八兩を

以って願いとなすといえども、色々の意見があるようなので、別般の意のある所を示さなければならぬ。特に七両を以って定給の事」として、逆に（その文書を）大庁の高柱（役所のはり柱か）に掲げさせた。満庭の人は、これを見て瞭然とし、さらに敢えて一言を述べる者もない。少したって（民衆は）すこぶる疑いの色を見せ、或は完文を請い、或は節目（いずれも一種の決裁公文）を請うたが、すべてこれを斥ぞけたと述べている。あたかも一幕の芝居を見るようなこの記述から、大民の李源祚らの思惑を越えて、作頭（恐らくは小民）らが生存権を貫徹させようとしている姿を見る事ができる。しかし、これには後日談がある。

五月二日に開寧に向った李參鉉は、星州の近郊四〇里（朝鮮里、約一二キロ）の河辺で昼食を取った。その際に星州牧使が現れたので、近日の民情を問うた所、宣撫使が出発した日に、八・九〇人の民人が官庭に現れ、自ら罪せられる事を願ったが、すでに悪かった事を開悟しているのであるから、必ずしもこれを罪する必要はないと論したので、各各散去したという事であった。三月以降、いわゆる郷会の開かれぬ日がなく、五六百人が、つねづね邑の中心に来てどよめいていたのに、近頃は頗るおとなしく、邑底（街の中心）にはひとつこ一人おりませんという牧使の報告を聞いて、宣撫使李參鉉は甚だ幸いな事であると喜んでゐる。⁴⁴

この事例から窺える事は、民衆は自らの再生産の可能性が見出せた（仮に一時的・幻想的なものにせよ）と考えた時には、急速に闘争の意欲を失うものなのである。その限りでは、李朝政府が賑恤をも含めて民衆の再生産を保証する限り、とりわけ農民は李朝政府の打倒や大民の否定などという方向にむかうものではなかった事を示している。これは地域的な偏差を含みながらも、壬戌年の民衆蜂起に極めて一般的・特徴的な事柄ではないかと思われる。

この章の最後に、当時の国王からも「而今此威平事、殆有甚於称兵召乱」⁴⁵（ところで今回の威平の事は、殆ど称兵召乱よりも甚だし）と評され、最も過激な展開を示した事で知られている全羅道の威平の事例を取り上げて、この事を論じてみよう。

威平がなぜ過激な事例として知られたかといえば、四月一六日の蜂起の始めから竹槍や旗幟が登場し、東軒に乱入して官家（守令）を軒下に引きずりおろし、衣冠を引き裂き、無数に乱打して殆ど気絶に至らしめ、印符を奪い、かごに乗せて邑を越境し、務安・論時の地にまで放逐したからである。⁴⁶

竹槍の登場に関して、李朝政府はかなり敏感な反応を示している。一般に樵軍の持つ棒杖や「与鋤擾棘矜、敢行称乱者」⁴⁷（すきくわの棒を持って敢えて乱を称し行う者）と表現されるような農民自身の生産用具を武器として闘う場合とは異なり、竹槍は明確に殺人を目

的とした武器であるからである。その他にも「標立旗幟、屯陣於邑前市辺是如可、一時応声、四辺分派」(目標の旗や幟を立て、邑の前の市場の辺りに屯陣していたが、ときの声に応じて、四辺に分派した。傍線部分は吏誘)という記述に窺えるような軍隊を思わせる行動様式や、指導者の鄭翰淳の命令を「將軍之令」と称している事など、他地域の一般の壬戌年の民衆蜂起とは異質なものを感じさせる側面がある。また守令を追放した後、校院に屯集して邑吏とも締結し、調査官を取調べ、吏胥を指導して調停を督促したという記述は、邑権の掌握においても極めて積極的なものを感じる事ができる。⁽⁵⁰⁾

しかし、五月八日に按察使が到着するや、十日には鄭翰淳は自首し、昨春以来、計板や宮結、還殺の帳簿の事などで、数度に渡って京宮に呈訴し、撃錘まで行って「判下文贖」(決裁文書)まで受けたがついに行われず、挙句の果てに印蹟偽造の罪に問われて獄に入った事、土豪を遂い、奸吏を痛懲すべきだという一丈の痛文(通文か)を発したところ、地域の民衆が固らずも同調し、まず土豪の金某、李某の家を焼き、また奸吏の牟某、李某の家を毀った事などを述べている。⁽⁵¹⁾ この経過を見る限り、威平の民衆蜂起も他の地域と同様の論理と作法を有している事が窺える。また鄭翰淳は、竹槍、旗幟や守令の印符を奪った事に対しては次のように弁明している。

竹槍云者、老若各持竹杖、或先或後則其可曰竹槍乎。旗幟云者、以片紙、各表其面里名、則其可曰旗幟乎。印符段、官家解給通引、通引伝給都監、即吏民從共觀也。⁽⁵²⁾

「竹槍というのは、老いも若きも各自、竹杖を持ち、或は先になり或は後になれば、即ちそれが竹槍という可きだろうか。旗幟というのは紙の切れ端を以って、各表にその面里の名を書けば、即ち旗幟というべきだろうか。印符は官家が(自ら)解いて通引に与え、通引は都監に伝給した事は、即ち吏民が共に従って見ている」という訳である。竹杖は確かに順天の事例などにも見られ、竹の産地である全羅道を考えれば不思議な事ではないかも知れない。しかし、李朝政府が問題にしているのは、「掲竿刺竹力抗者」(竿を掲げ、竹を尖らせて力に対抗)した点であり、この点では弁明にならない。旗幟が「片紙」(現代朝鮮語では手紙の意味であるが、ここでは文字通り紙の切れ端の意味であろう)を以ってその面里名を表しただけであるという供述は、蜂起への参加が面里単位で行われた事を示している。大変興味深いのが、全羅道南海の事例では政治的スローガンのようなものも現れており、単にそれだけであったかという点では、疑問が残る。

守令の印符を奪った事に関しては、たとえ鄭翰淳の言うように暴力的なものでなかったにせよ、印符を奪おうとした事自体が、一八

六二年の民衆蜂起の全体像の中では特異な点であるように思える。⁽⁹⁶⁾ 以上のような点では、確かに典型的な事例からの一種の逸脱を感じないわけではない。

しかし、鄭翰淳は最期に、罪は万死に価するけれども、「民瘼之矯救」(民衆にとつての弊害の除去)がなければ死んでも目をつぶる事ができないと言つて、漕納濫捧事、宮結高価事、虛結蒙頌事などの一〇カ条を挙げ(十条仰陳)、縛についた。鄭翰淳の供述に見える「一一転達于天陛、為釐正」(一一つ國王陛下に取り次いで頂き、正して頂ければ)という言葉や、按察使啓本に見える「輔国為民」(国を助け、民の為にす)という言葉からは、國王幻想からは自由でなく、強い儒教主義的な徳治願望を持った人物像が浮び上つてくる。

鄭翰淳に従つた威平の幾千名の民衆も、按察使が國王の開論を先布すると、大小の民人で感悟しない者はなく、北に向つて踏舞し、一斉に散去したと記録されている。⁽⁹⁹⁾ 恐らくこれには漢文的な多少の誇張があるとはいへ、守令や吏胥がいかに悪事を働こうとも、國王権力に直接由来する宣撫使などの、より上級の國家権力によつて「矯救」(御救い)がもたらされるといふ意識であらう。本質的に國家が民衆の再生産構造を収奪するだけではなく、支えるものである限り、李朝國家はそのような幻想をふりまいたし、農民や土地を持

たない民衆までもまたそのような幻想を受け入れていた。⁽⁹⁶⁾ しかし李朝國家のそのような正統性に疑問を持ち、より上級の國家権力によつても「矯救」がもたらされないと考えた一部の人々は、別の路線を模索する事になる。いまや章を変えて論じなければならないようである。

以上を要約して言えば、民乱は李朝体制総体を本質的に否定するものではなかったが、民衆の再生産構造の確保を願う強い願望に支えられたものであったと言えるであらう。鄭翰淳によつて指導された威平の民乱はそのような民乱のぎりぎりの限界まで到達したものに思える。この限界は他の論理によつてしか乗り越える事は出来なかつた。

三、いわゆる『鄭鑑録』を中心とした 易姓革命論のゆくえ

『鄭鑑録』は、壬辰倭乱(一五九二〜九七秀吉の朝鮮侵略)と丙子胡乱(一六三六、清の侵略)の両乱以降、朝鮮で流行した一種の未來を占う讖緯思想による予言書である。風水地理説によつて、李氏王朝の滅亡と鄭氏王朝の成立を予言したもので、内容的には対話の形式によつて、兵乱の際にどこに避身の地を捜しもとめるべきかと

いうような事が神秘主義的に書かれており、必ずしも「革命的な書物」であるとは言えない。しかし、李朝の滅亡を予言している点で、李朝政府から禁書の扱いを受けた。⁽⁶¹⁾

このような書物が、両乱以降の李朝後期の朝鮮社会に受け入れられた理由には、李朝後期社会の身分制の変動などを含めた社会的動搖を挙げざる事もできる。⁽⁶²⁾しかし、一方では何よりも李朝建国以来、明朝を中国の正統王朝としてきた李朝にとって、野人と呼び、野蠻人の扱いをして来た女真人の末裔である清朝に屈辱的な敗北を喫し、兄弟の盟からついに君臣の盟を結ばざるを得なかつた事情を言わなければなるまい。朱子学的な華夷名分論に立つ儒臣達の屈辱感は言うまでもない。⁽⁶³⁾王世子を始めとして、瀋陽に人質として連行された人々の刷還をめぐる民族的体験は深刻なものであつたと思われ⁽⁶⁴⁾る。口先では崇明北伐（清を伐つ事）を唱へ、明末の崇禎紀元を使いつつながら、現実には清の正朔を奉じ、清朝に屈服していた李朝に対する不満が、李朝の王朝としての徳が既に失われ、統治能力を失つているとの判断につながる時、『鄭鑑録』を中心とした易姓革命論は現実性を帯びるのである。

民衆運動の立場から、このような運動の初期的な形態を最初に取り上げたものには、韓国の鄭奭鍾による「肅宗年間僧侶勢力の挙事計画と張吉山」（一九八三、『李朝後期社会変動研究』所収）がある。

義禁府の重罪人取調べ調書である『推案及鞠案』を利用したもので、その肅宗二二（一六九七）年の事例によれば、僧侶たちの計画では、八道の僧侶と締結し、かつ張吉山の勢力と結んで、真人の鄭姓、崔姓の兩人を得、まず我国（朝鮮）を平定し、鄭姓を立てて王となし、その後中原を攻撃して、崔姓を立て、皇帝とするというものであつた。またその方法は、一人を義州府尹に仕立て、起兵長駆して良鉄坪に至り一枝兵を以つて胡服を着せしめ、まず江華島に入って留守を斬り、大捷旗を麻尼山に立てれば、京中は大騒ぎになるので、そのすきをついて良鉄の大兵を（ソウルの）城中に直入させるというものである。⁽⁶⁵⁾「李栄昌等推案」の供招（供述書）にみえるこのような構想は、一見ただけでも、一八六二年の民衆蜂起などとはまったく異なる論理構造を持っている事は明瞭であろう。以下にその特徴を箇条書き的に示してみよう。

まず第一に中国における明・清交替を強く意識している点である。李栄昌の供招にも、雲浮という師僧を説明するくだりで、宋朝の名臣汪藻の後裔で大明滅亡の後、中原より飄風として我国（朝鮮）に至つたというような部分があり、中国における易姓革命をも主張している点などを併せ考えれば、崇明北伐論の屈折した表現として見る事ができる。⁽⁶⁶⁾

第二は、初発から武装蜂起の立場に立っている点である。いわゆる

る「称兵召乱」の立場であつて、一般的に一八六二年の民衆蜂起において、農民が「武装」に対しては、必要最小限度の棒杖などの消極的な態度であつたのに対して、僧兵や胡服を着せた兵を動員し、兵使や監使を斬り、江華留守を斬り、大捷旗を麻尼山に立てるといふような構想は、明らかに異質である。兵乱そのものは李朝建国以来、王の交代に関連して、古くは一四〇二年の安辺府使趙思義の挙兵を始めとして、李施愛の乱（一四六七）、李适の乱（一六二四）など武人官僚によって現実に行われたもの、末発のものを含めて多く存在する。ここでは民衆の側が易姓革命にからめて兵乱を構想している点に注目しておきたい。

第三は、第二点と関連する事ではあるが、初発から中央権力の奪取を目指している点である。易姓革命の性格上、当然といえば当然ではあるが、「直入城中」（まっすぐに城中に入る）という表現や「奉真人入京」（真人を奉じて入京する）というような構想は注目しておく必要がある。⁽⁶⁸⁾

第四は、神秘主義的な粉飾をほどこしている点である。師僧雲浮の描写には、中国から来た人物が金剛山で僧としての修業を積み、上は天文に通じ、下は地理を察し、中は人事を観て、才はいにしへの孔明、劉基に劣らないと述べている部分がある。⁽⁶⁹⁾

肅宗年間のこの事例は、告変という形で、未然に告発を受け、実

際に行に移された訳ではない。しかし、このような潮流が民衆世界の一部に根強く存在した事は、一八一二年の洪景来を中心とした平安道農民戦争において檄文の形で如実に示されている。その構想の類似性は、実際に百十余年を隔てた事件とは思えない程である。この点に関しては、既に拙稿「平安道農民戦争における檄文」及び

その注⁽⁴⁾において論じたところであるが、必要な限りで再論すれば、「檄文」では濟世の聖人が宣川に生れ、五歳の時に神僧に従つて中国に入り、すでに長じて江界四郡の間延の地に住んで五年目に皇明の世臣遺孫を統領し、鉄騎一〇万で遂に東國（朝鮮）肅正の志を持つに至つたというものである。この濟世の聖人は鄭濟民または鄭始守と名乗っており、「兵革」に七年の歳月を要すると考えていた点など、明確に易姓革命の立場に立っていた。また実際の蜂起の過程においても、兵士に胡兵の異形をとらせ、槍や火器で武装して最初嘉山の郡守を殺害して印符を奪い、武器庫や倉庫を襲っている。その他、宣川、郭山、定州、博川等の地でも守令の印符を奪い、自らの地方官を任命した上で農民を抄軍する形で強制的な動員を計るなど、明らかに一八六二年の民衆蜂起などとは異なる「兵乱」の様相を帯びていた。⁽⁷⁰⁾

李朝後期民衆運動の流れには、一八六二年の民衆蜂起が代表するような、いわゆる「民乱」の系統とは異つて、独自の『鄭鑑録』を

中心とした易姓革命論の立場に立つ変革構想が存在した事を確認しておきたい。このような構想の担い手は、おおむね儒教的教養を身に付けた没落両班層であったと考えている。⁽⁷¹⁾

しかもこのような流れが、一八六二年の民衆蜂起以降も存在した事は、韓国の尹大遠の『李弼濟乱の研究』(一九八七、ソウル大『韓国史論』一六)によって主張されている。⁽⁷²⁾

一八七一年の李弼濟の乱に関しては、これまで東学の教祖伸究運動との関連で主に東学の側から論じられて来たのであるが、尹大遠は『右捕庁膳録』や『慶尚監營啓録』の供招資料を使って東学とは別系統の『鄭鑑録』による蜂起計画であったとしている。確かに、所引の資料を見る限り、「北伐中原、豈非大丈夫之事乎」(中原を北伐することは、どうして男の仕事でないことがあろうか)「欲伐中国、先動我國、然後可得其兵」(中国を伐うと思うのなら、まず我が国を動かして、しかる後、その兵を得る)というような対話や、「取其軍器錢穀、而官長順從、則置之、不從則殺害。出陸攻城、長驅大進、直向京城之計」(その軍器や錢穀を取り、官長が順從であればそのまま置き、従わなければ則ち殺害する。(島から)陸に出て城を攻め、長驅大進してソウルに直行する計)というような構想は、『鄭鑑録』による易姓革命論の承諾を濃厚に反映しているように思える。⁽⁷³⁾しかし一方では、鄭氏に必ずしもこだわっていないと思える

節や、⁽⁷⁵⁾「樵兎を集め立たせ、宮府に駆けいり、官長をカゴに乗せて村村を練り歩けば軍丁は自ら集ってくるであろうし、軍械や倉穀は亦その中にある」というような部分からは、明らかに一八六二年の民衆闘争から学んでいる事が窺え、その歴史性を反映しているように興味深い。また東学思想と『鄭鑑録』との関連性を指摘する研究もあり、尹大遠のように『鄭鑑録』思想による蜂起と東学教祖伸究との関連を峻別しなければならぬのかという点では疑問を感じる。ただ李朝後期民衆運動の流れには、「民乱」型の民衆蜂起の形態と「兵乱」型の民衆蜂起の二類型が存在したという事だけは確認しておきたい。

このような観点から、全瑛準らが指導した一八九四年の甲午農民戦争を見る時、少なくとも全瑛準個人は「民乱」型指導者との印象が強いし、弊政改革条目を見ても、一八六二年の民衆闘争との連続性を強く感じる。⁽⁷⁶⁾しかし、沙鉢通文と呼ばれる文書の後段には、古阜郡守趙秉甲を梟首する事や、軍器倉と火薬庫を占領する事、全州營を陥落させて、京師(ソウル)へ直向する事などという「兵乱」型の行動綱領が決議されている。⁽⁷⁷⁾東学内部に李朝否定的な思想潮流が全く存在しなかったとは言い切れないし、他の甲午農民戦争指導部にそのような「兵乱」型の指導者が存在した可能性を否定する必要はないであろう。⁽⁷⁸⁾或は「民乱」型と「兵乱」型の民衆闘争の歴史

的経験の合流の上に甲午農民戦争が存在したという解釈も可能であるようにも思える。今後の課題としたい。

最後に以下の章で、「民乱」型であれ「兵乱」型であれ、民衆闘争が李朝後期のどのような場所において生起したのかという問題を考へる事によって、李朝後期民衆運動のもう一つの特質を考へて見たい。

四、民衆運動の「場」としての在来市場

李朝後期の民衆運動がどのような場において成立したのかという問題は、李朝後期の民衆運動の特質を考へる上で重要な問題であるように思える。一般に民衆運動が成立するためには、体制的なものであれ、反体制的なものであれ、その民衆運動を志す人々とその運動が展開するための場が必要である事は、あらためて言うまでもない。

李朝後期の場合、反体制的な運動の主導層の人々の結合においては、多くの場合、秘密結社的な形態をとったであろうし、そのためは、多くの場合、秘密が保持される場所でありさえすれば良かったであろう。しかし、彼らが単なる陰謀集団ではなく、社会的な運動を企図するものであるかぎり、李朝後期にお

いては、「契」や「郷会」や或は「儒会」などの何らかの組織を目的意識的に利用しなければならなかったであろう事は容易に理解出来る。⁽⁸¹⁾

さらにはそれが、ある特定の社会階層のみならず、不特定多数の広範な民衆との接触や結合が必要とされる時、李朝後期の朝鮮においては、民衆運動の結節点としての在来市場の存在が注目される事になる。ここでは李朝政府から、盜賊や兵乱、民乱などと呼ばれた様々の形態の民衆運動が、自らの運動の展開の場として、在来市場を利用してはいる側面に注目してみたい。⁽⁸²⁾

李朝後期の典型的な在来市場は、一、六の日や二、七の日というような形で、月六回行われる五日市型の定期市が一般的なものであった。⁽⁸³⁾王朝の必需品を賄う王都に存在した常設の官設市場は古代より存在したが、李朝の支配者から場門あるいは郷市と呼ばれた民衆による野市（オープン・マーケット）としての在来市場の発生は一五・六世紀とされ、このような在来市場の発生の初期から「市場と盜賊問題」という形で議論されている。⁽⁸⁴⁾早速、一五四六年当時の李彦迪の言説を聞いてみよう。

「盜賊の盛んである事は、今よりも甚だしい時はない。忠清道監司所報の強盜の数は二百に至った。慶尚道もまたそうである。我が国は古くより全羅道に盜者が多いと称しているが、（これは）本業の

農業をする者が少なく、末利を追う者が多いからである。場市で生活している者は、すでに禁止する事ができない。慶尚・忠清の両道は近来、いにしえより無かつた市場を設け始めた。守令の有識者はこれを禁むる方が便である事を知っており、無識者はその禁むるべきを知らない。すでに設置された市場は多くないとはいへ、小民の本（＝農業）を棄て、末利を追う者は多い。人心の利を争い、頑固で暴虐な行いはこれによつてますます多い。盜賊はこれによつて相結び、集合約束して、奪い掠める。（中略）慶尚道は土地が肥沃で民は皆農に務めていた。（ところが）場市が立ち始めてから後、その弊害は全羅道と異なるところがない。これは朝廷の知らない所であるが、小臣は慶尚道（慶州人）で生長し、その弊害を詳しく知っているので敢えて申し上げる。」⁽⁸⁵⁾という訳である。

儒教主義的な農本主義の立場に立つ李朝政府は、抑末（商業抑圧）政策を取り、場市が存在するから盜賊がはびこるのだという形で市場への警戒心を示し、逆説的に在来市場が持つアジールの機能⁽⁸⁶⁾を認めていた。

当時の議論には、連年の飢饉で盜賊が横行しているが、これは場市を禁止しないからで、すべからず禁止すべきであるという李彦迪の議論と、場市は貧民が衣服を売って命を繋いでいる者がすこぶる多く、（禁止はできないが）出市の日が異なるので、盜賊が互いに交易

をして（盜賊が）盛んになる、従つて出市の日を決めて一斉に市を出せば、そのような弊はなくなるといふような三公の議論があつた。⁽⁸⁷⁾いずれにせよ、盜賊という形ではあれ、市場が反体制的な民衆によつて利用されているという認識は共通であり、このような現象を人為的な禁止や出市日を一齐に同じくするというような事で防ごうとしている。しかし場市経済の自然な成長を人為的に阻止する事はできなかったし、民衆の野市としての市場のアジール性は消失するものでもなかった。次に一八世紀初めの事情を柳寿垣の『迺書』（一七二九〜三七年頃執筆と推定）の議論を通してのぞいてみよう。「或る人が言うには、そうであるなら外方の場市にはどのようにしてこれに処すかと。答えて言うには、この類は楚や越の谷深い里の野蠻人の土地柄（のようなもの）であつて、虚市（市場）の規則があつても明火賊（盜賊）のひどく盛んである事は、専らここからである。賊徒が百物を奪い去つて、場市で散売するので、東西南北の人は来あわせた時に買い去つてしまふ。故に追いかけて捕まえる事が甚だ難しいのである。但に場市がそのようであるばかりでなく、最近（ソウルの）鍾樓に立厩（常設店舗）があるとはいへ、西小門外の朝前の市（朝市か）が亦そうである。乱雑の極であることは、専ら市法がないからで嘆かわしい限りである。」⁽⁸⁸⁾

柳寿垣は、賊徒の追捕が困難である事を市場における故買（盗品

売買)の成立に求め、その理由として市法の不在を挙げていた。従って柳寿垣の構想では、主人が帳簿に商品の来歴を記録する額舗(看板を掲げた常設の店舗)の制度を作り、その制度が成立の後に、野外の場市を厳禁して、必ず城郭の本店で売買させるようにすれば、賊徒が衰えて減る事は決まりであるというものであった。⁽⁸⁸⁾このような議論からも、野外の場市というものが法の支配の及びにくい場所であった事がうかがえる。

柳寿垣は、『透書』の他の個所で、行商人の零細性が国家による彼らの居所の把握や、徴税等の捕捉の困難さをもたらしているという議論も展開している。⁽⁸⁹⁾しかし、場市を専門に回る行商人ギルドとしての裸負商の団体が、李朝末期には政府側の「皇国協会」という反動団体を組織した事実は広く知られており、一概に国家支配が及ばなかったというような議論はすべきではないであろう。ただ村落共同体を基盤とした農本主義の李朝政府にとって、場市という存在は支配の立場からは、扱いにくい存在であったとは思われる。これまでは主に盗賊と故買というような観点からの議論であったが、以下に実際の民衆運動などで利用された事例を紹介してそのような側面を論じて見たい。

純祖元(一八〇二)年一〇月、慶尚道河東府の邑から五里距たった場市付近で掛書の変があった。その掛書は、白紬(白絹)で一尺

余の物を竹竿にこよりで以って貫いて繋いだもので、文中には「文武才芸が有りながら、勢力がなく失業する者は、我が呼吹に応じ、私の信義に従え。宰相たるものはこれを宰相となし、将たるものはこれを将となし、貧者はこれを豊かにし、畏れる者はこれを隠す」とあり、その他漢文と諺文(ハンゲル)が入りまじり、ひどい乱れ書きであったという。⁽⁹¹⁾ここでの事例は、人の集る場市を利用した一種のアピール効果を狙ったものといえるであろう。またこの掛書は、内容から見て兵乱型に属するものと思われるが、晋州蜂起において柳継春が撤市の主張を人を雇って市場にかけさせた行為などを思い浮べる時(前出注四十参照)、民乱型、兵乱型に関係なく李朝後期の民衆運動における主張・宣伝の場としての在来市場の機能を読み取る事が可能であろう。もっとも、これらはいずれも掛書という、いわば非合法の形態である。ところが、一八〇二年の暗行御史申龜朝が報告している次の事例は、より合法的な言論が市場で可能であった事を示しているものである。

道行潜過大川場市時、汝矣忽自場市出来、或先或後、誦書微諷曰、呉起殺妻以求將、殘忍薄行人也。殺妻之事、誰能知之云云是去乙、道問于駅卒、則以為同駅駅卒劉海然⁽⁹²⁾

「暗行御史が潜かに微行して大川の場市を過ぎようとした時、汝が忽ち場市の中から現われて、或は先になり後になりしながら、書を

朗詠しつつ風刺の意味を込めて言う事には、呉起は妻を殺して將の地位を求めた、残忍薄行の人である。妻を殺した事は誰がこれを知るか云云というので、暗行御史が尋ねてみると同駅（保寧）の駅卒劉海然であるという。」

この話は、保寧県陸忠面の兩班（幼学）李廣紀が兄嫁である李廣朝の妻およびその娘を僅か数尺の綿布の件で殺害するに至ったいきさつを中国の故事を借りて、伝えたものである。恐らく駅卒劉海然は、申亀朝が暗行御史である事を見ぬいた上で、なかば公然とその事実を告げたものであろう。⁽⁹³⁾ 李廣朝一族の不祥事は、「喧伝萬口、狼藉一境」（口々に伝えられて、広く一境に知れわたっている）とか「狼藉道路」（道すがらの噂になる事）と表現されており、保寧では良く知られた事実であったが、その事を暴露する場として場市が選ばれている点に注目したい。このように噂などの形で、場市が民衆に一種の情報交換や自由な言論を保証する場であった事は、平安道農民戦争直前の時期に関する次のような供述からも窺える。

「昨年一月二〇日、父に会いに出掛けました時、久しからずして、乱が起きるであろうという噂を、納清亭の市場の見物で往來の時にすでに聞く事がありましたので、父に備えのために申しました所、父はこれを聞いて信じませんでした。」⁽⁹⁴⁾

定州に住む二四歳の農民鄭得弘の正月二九日のこの供述からわか

る事は、洪景來らの蜂起が前年の二月一八日であったから、すでに一カ月前には、民衆は噂のような形であれ、市場においてなんらかの運動の情報を流通させていたという事実である。納清亭は定州の郊外に存在する市場で「觀市往來之時」という曖昧な表現ではあれ、そこで得た情報を独鎮中軍の父鄭辰恒（蜂起参加者）に伝えようとしていたわけである。⁽⁹⁵⁾ そればかりではない。

平安道農民戦争においては、主導層の会合や民衆蜂起そのものも場市の日を利用して行われたり、或いは行われようとしていた。以下にその事実を示そう。洪景來の長兄、命來の長男洪志默の供紹には次のような部分がある。

「故郷を離れる時は、ただ久しからずして、乱が起きるであろうから、各自生きる事を図らなければならないという話を聞いていただけでした。津頭に至るに及び、始めて叔父が逆節を圖っている事を知りました。その日はまさに博川の場市でありました。場市より来会すると、父がおりました。父が此の數人を指さして言う事には、これは皆我輩党内の人である。」⁽⁹⁷⁾

この資料は以前にも利用した事があるが、単に市場が「疑われず集まりをもつにはふさわしい場所」という消極的な評価ではなく、李朝後期の民衆運動が広域性を持ったための必然性においてとらえるべきであらう。⁽⁹⁸⁾

最後に農民軍が定州に籠城の後、失敗には終わったものの兵官の存在する安州の場市を利用して安州城内に火を付け、後方の攪乱を謀ろうとした事例を紹介しよう。

「去る（二月）一六日に、賊党（農民軍）が言を送り、私等に言う事には、近く安州場市の日があると聞いており、市場の民は以前と同じように出入していると云う。汝らはその市日に赴き、入城潜伏して、夜に乗じて市街に火を放て云云とあるので、故にその言に従った。（中略）安州場市の日に会う事を約し、南門外で市場の民に仮托して、城に入る計画をして出て来た所、これを見破られて捉まった」とのべている。

正月一日から定州籠城の農民軍の把守軍兵を務め、正月一日には外部の消息を探知すべく、同僚の金大聖、金元玉等と定州城を出た鄭允俊のこの供招は、⁽¹⁰⁾城外に出た後も城内の農民軍と連絡を取りつつ、安州の場市に出入する「場民」を装って安州城内への潜入を企図する農民軍兵士の姿を示している。いささか陰謀めいたものとは言え、農民軍の主導層の場市の日の規則的である事や、一般に開放された空間である事を熟知した上でこのような計画を立て、かつ農民軍に参加した一民衆が、疑う事なくこのような計画を実践しようとしていた姿を見出せるであろう。

在来市場が李朝後期から日帝支配下の近代に至るまで、長い時期

に渡って民衆運動の場として機能している事は、朝鮮における民衆運動に関わるいくつかの事例に注意深く触れてみれば、誰もが容易く気付く事であろう。また近代の事例に即して言えば、三・一運動の多くの研究者によってこの事は指摘されている。⁽¹¹⁾逆説的にはあるが、日本による韓国併合が行われて間もない一九一四年に、朝鮮総督府によって管理主義的な「市場規則」が出されている事や、⁽¹²⁾日帝下の比較的早い時期から在来市場の調査が行われている点も、⁽¹³⁾このような視点から捉えて見る事も可能なのではないかと思う。

本来ならば、何故このような長い期間に渡って、民衆運動の結節点として場市が利用されて来たのかという点については、より社会経済史的な観点から深い洞察が加えられるべきであるが、本稿ではとりあえず、これらの事例を示す事によって今後の課題提起としたい。

以上おおざっぱではあるが、李朝後期民衆運動の特徴に関して、第二章では民衆型の典型的な形態について論じ、第三章では『鄭鑑録』を中心とした易姓革命論のもう一つの変革構想を論じ、第四章では以上の二つの形態の異なる民衆運動が、いずれにせよ場市という場を利用しつつ運動を展開させている事を不十分ながら論じた。

〔註〕

(1) 『伝統時代の民衆運動』上・下(一九八一、晋興社。それまでの民衆運動研究のアンソロジー)をかきわきりに、共同執筆による『韓国民衆史』Ⅰ・Ⅱ(一九八六、同社、韓国民衆史研究会編。序説と現代史部分が高崎宗司(木犀社)によって邦訳)が、そのような立場からの通史として代表的。

また本文に紹介する『一八六二年農民抗争』などは、共和国の研究成果も十分に消化している点で注目される。

(2) 場市に関しては『우리나라 封建末期의 經濟狀態』(一九六三、科学院出版社)所収の洪憲裕論文(二五―一九世紀의 우리나라 場市에 대하여)が注目され、農民闘争

に関しては、金錫亨による『封建支配階級의 反對에 農民들의 闘争(高麗篇)』(一九六〇、科学院出版社)をかきわきりに、一九六三年には同名の書物の李朝篇が、金錫亨、朴時亨、吳吉宝、洪憲裕の各々の執筆になる共著として同社から出版。

(3) 何を「典型」と見るかという点に関しては異論が存在する。

運動主体が誰であったのかという点や、地域や時期の違いにおいても、様々の偏差が生じる。筆者とはやや異なる観点からこの問題を論じたものに、金仁杰「朝鮮後期刊村落組織의 變貌」(一八六二年農民抗争의 組織基盤)(一九八九、『震檀學報』六七)参照。

(4) 本書の特徴は、第一部で「一八六二年農民抗争の構造と性格」という形で、運動の全般の特徴を論じ、第二部で、「地域別農民抗争」を慶尚道・全羅道・忠清道・その他の地域にわ

け、個別事例を一つ一つ叙述している点にある。共同研究の性格上やむを得ないものとは言え、重複する叙述が多く、また抗争の背景、抗争の過程、封建政府の対策と結果という叙述の方式があまりにも形式主義的にくり返されているうらみがある。しかし、これまで「壬戌民乱」と呼びならわされてきたこの闘争を、「農民抗争」として性格規定しようとしている点や、新しい資料の発掘や解釈など随所に意欲的な取りくみが見られる。

(5) 安乘旭「一九世紀壬戌民乱에 있어서 의 郷會」(饒戸)『韓國史論』一四(ソウル大)「朝鮮後期自治와 抵抗組織으로서의 郷會」『聖心女子大論文集』一八、いずれも一八六六年。特に後者は題目からもうかがえるように、郷會が単なる守令のための徴税下請機関としてではなく、民意を発動させる場として機能する郷會に理論的に注目したもの。前者がその実態分析にあたるもので、その中心を荷うとされる「饒戸」に関しては両論文において将来さらに特論される事が約束されており、期待される。

(6) 李潤甲「一九世紀後半慶尚道星州地方의 農民運動」(一九八八、『孫宝基博士停年紀念韓國史學論叢』)。ここでは在地の集団が在地土族を中心とした旧来の①封建地主階級②饒戸富農層、そして③貧農層および中農層と流民の三集団に分けられ、それぞれの時期の対応が叙述されている。豊富な史料と伴に一地方の通時的な農民運動の叙述を試みたものとして高く評価できるが、①と②の境界のあいまいさ、③の集団を貧農・中農、流民までも含めて構成しても良いのか(少くと

も流民は別の集団として考えるべきではないか」というような点で疑問が残った。

- (7) 吳永教「一八六二年農民抗争研究—全羅道地域の中心と」と(一九八八、『孫玉基・前掲書』) 咸平の事例を中心に分析した同氏は前掲『一八六二年農民抗争』でも全羅道地域を担当しており、この方面での研究の中心人物と思われる。蜂起農民に「郡県内封建的支配秩序自体を否定しようとしていた」(『同書』七〇七頁) という評価を下すなど、農民の反封建性に対する過大評価と考える叙述があるが、郷儒に対する「出派」と「坐派」(『同書』七一二頁) の概念化など今後の展開が楽しみである。

- (8) 金容燮「一八・九世紀の農業実情と새로운農業経営論」(一九七二、『一九世紀の韓国社会』大東文化研究院所収) のち『増補版韓国近代農業史研究』上に収録) を嚆矢として、鄭昌烈「朝鮮後期農民蜂起の政治意識」(一九八四、『韓国人の生活意識』民衆芸術) 大東文化研究院)、李離和「一九世紀民乱の組織性と連繋性」(『研究』一九九一年九月山勢力斗、知異山勢力斗、中心として) (一九八五、『嶺南史学』創刊号、嶺南大学) 同、「一九世紀前期の民乱研究」(一九八四、『韓国学報』三五) などが代表的なものである。
- (9) 前註(5) 論文参照。

- (10) 「晋州民乱」を評した備辺司の「而以民習言之、呈官而屈則呈於營、而屈則呈於廟堂、猶且見屈、則鳴金擊鼓、俱可為也」などの評言がその代表的なものである。同文は『備辺司謄録』二五、哲宗一三年壬戌二月二十九日、七五三頁、『承政院

日記』一二六、二月二十九日、三三四頁、『龍湖間録』三、六十五、三南民間録上壬戌二月二十九日、五〇頁。に若干の語句の異同は含みながら載せられている。註には『備辺司謄録』のものを取ったが、呈於營のあとに、「呈官而屈則呈於廟堂」(『龍湖間録』) と論理上はなるべきであろう。

- (11) 国史編纂委員会編『壬戌録』全、一頁。この一文は、共和国編纂の資料集(金錫亨が執筆した「一八六二年晋州農民暴動」各地農民の蜂起) 前出、『封建支配階級に反対した農民達の闘争(李朝篇)』所収) の付録につけられた「晋州樵軍作交謄録」や『龍湖間録』にもなく、関連資料を見出せなかったが、やや誇張はみられるものの信憑性があり、記述も具体的で「晋州民乱」の具体像をつかむのにはふさわしいと思える。

- (12) 前出『一八六二年農民抗争』では、七一邑としているが(六一頁)、その他の動揺地域や教え方によってはさらにふえる可能性があるろう。同書もその点を否定していない。また吳泳教の前掲註(7) 論文では七〇余邑としている(六九一頁)。

- (13) 前掲註(10) の備辺司の啓言は、慶尚監司李教榮の状啓謄報をうけて「則晋州事、誠亦無前之變怪也」の一節から始められている。

- (14) 農民の武装に関しては後述するが、日本の百姓一揆史の近年の進展によって、農民は必要最低限の生産用具(くわ、すきなどの農具)を「武器」として使用していた事が知られている。藪田貫「得物・鳴物・打物—百姓一揆研究ノート」(一

九八二、『橘女子大学研究紀要』一〇号)、同「百姓一揆と「得物」(一九八七『同紀要』一四号)保坂智「百姓一揆徒党の形成と一揆の有様」(一九八七『歴史と地理』三八八)、同「竹槍と旗について—高崎五万石騒動を中心に—」(一九八九『群馬評論』四〇号)など。農民の行動様式や武装のあり方から、当時の農民の「心性」にまで迫ろうとするこれらの論文からは強い刺激をうけた。ただし兵農分離を前提とする幕藩体制下の日本と、兵農一致を原則とした李朝体制(李朝後期には軍役が納税化されるとはいえ)に共通の生産農民としての「心性」が働くかどうかは今の所(肯定的ではあれ)保留にしておきたい。

(15) 『龍湖問録』三、六一二、威平縣令龍韜狀啓、五八頁。威平では一度「校村」(郷校のある村か)の路上に放置した後、さらに輿をかついで威平の境を越え、務安論時の地に放逐している。(後述)。

(16) 崔珍玉「一八六〇年代の民乱」민란 研究」(一九八一、『伝統時代の民衆運動』下所収)三八六〜三八八頁、図表による。ついでながら同表によれば殺人に至るものが晋州、開寧、順天、濟州の四カ所、輿にのせて守令を放逐した所は、益山、威平、文義などであるが、「官長叱辱」や「官長脅勸」などという表現はさらにあちこちでみられる。『一八六二年農民抗争』の図表(五九〜六一頁)、「農民抗争日誌」(四一七〜四二六頁)などはこの点で記述が抽象的に過ぎ(例えば「地主・富豪の家を攻撃」など)、具体像を捉えるのに使えない。

(17) 金容燮「哲宗朝の應旨三政疏斗」『三政釐整策』(初出一九七四、『韓国史研究』一〇、『増補版韓國近代農業史研究』上)四三九頁。

(18) 朴珪壽の民乱観を論じたものに、原田環「晋州民乱と朴珪壽」(一九七五、広島『史学研究』一二六)がある。民乱の経過に関してはずで「通文」や「都会」「樵軍」などの問題を論じており、民衆運動と場市との関連も充分に考察されていて先駆的である。ただ、朴珪壽の民乱観を「農民大衆と『饒戸・富民』層を分断、後者を懐柔して民乱を封じ込めようとした」(三九頁)とする点では筆者と見解を異にする。朴珪壽が責任を追求したのはあくまで在地の「土民父老」であった。全般に階級分析的観点からする農民大衆の「饒戸・富民」層乗り越え論に立っており、図式的な印象は否めない。

(19) 『壬戌録』「到晋州行関各邑」四〜五頁。

(20) 『同書』「晋州按覈使查啓跋辞」二二〜二三頁。(以下跋辞とのみ表記する。)

(21) 『同書』「跋辞」二三頁。

(22) 前注に同じ。同跋辞は共和国の「晋州樵軍作變謄録」にも「第八号各『罪人』たちに対する按覈使の意見書」という表題のもとにかかげられている。謄録という写本の性格上、若干の字の出入がある。

(23) 河炫綱「李命允の『被誣事実』」被誣事實 対峙たいして—あらたに 発見あらたに 晋州民乱関係資料」(一九六四、『史学研究』一八)副題からもうかがえるように遺筆として残された一枚の資料から、官側資料ではうかがうことのできない被疑者側の内面世

界を知る事が出来た。今後もこの種の資料の発掘と活用が望まれる。

- (24) 『壬戌録』三二頁。柳継春の拱招に「今番交出時、樵軍經宿於柵谷、而李校理家供饋、殆為百餘名」とあり、同三三頁の李啓烈の初招（初めての拱述）には「樵軍先打德山市（場）、次次出来之際、三四百名到本里、賣出朝夕飯、故毋論貧富、皆為供饋、而假量炊飯之數、則矣身再從校理家、為四五釜云云」とある。両者の供述からうかがえる事は、やはり李命允の家が柵谷里の有力な名望家であった点である。また李啓烈の「貧富を論ずる事なく皆（樵軍に）食事を提供した」という拱述から、民衆蜂起の際の共同規制の存在を思い浮べる事は容易であらう。ただしそれも富力による一定のランク付け（李命允家ならば四・五釜）が行われたに違いない。
- (25) 前註(23)論文、五七一頁。河炫綱氏は同論文の二カ所において同部分を引用し（五六二頁、五六五頁）、農民のこのような態度が李命允をして究罪に陥しめた原因としているが、逆に言えば農民の側がより主体的に敵、味方を区別していたとは言えないだろうか。
- (26) 『壬戌録』別単、五一〜五二頁。
- (27) 『同書』同条、五二頁「居昌乱民狀頭李時奎・崔南奎・李承文等段、浮浪無恒。…（中略）…併做他邑之模樣、裹巾操捧、亦用樵軍之裝束、指揮進退、塞街填巷、或燒或毀乃為四十家之多。」
- (28) 『一八六二年農民抗争』一四八頁。同書では『監宮民狀草葉冊』の一八六二年一月一日日条を引いてこの事をのべているが、一般になじみのない資料の場合、どこに所蔵されているのかを明示して頂ければ有難い。
- (29) 『壬戌録』「跋辭」二五頁。「而所謂座上者、頭目之稱號已極乖異。」
- (30) 『龍湖閒錄』三、六二九「各處樵牧等上書」、六三〇「壬戌四月廿五日各處樵牧等上書回答」が錦山の山林川沢の入合權をめぐる一両班家との埋標粉争であり（七八〜七九頁）、六三五、「營奇」一、の文書は綾州同福洞の樵軍百余名が禁松の件で慎民を殴打した事件である。（八二頁）。同書は文書の性格ごとに一定の番号がふられ、ほぼ年次的に並べられている。
- (31) 『壬戌録』「七面民人等狀内」一〇一頁。これは全羅道南海の事例である。このような樵軍の性格を矢沢康祐「李朝後期における社会的矛盾の特質について」（一九七二『人文学報』八九、都立大学）は、半プロレタリアと規定した。
- (32) 『壬戌録』「備辺司為相考事」三五〜三六頁。『龍湖閒錄』三、六四四「監營書目」一〇九頁。なお共和国の文献では八月の事としているが（第一三号「柳桂春・金守萬、李貴才死刑執行報告書」、前後の事情からして五月が正しい。また柳継春の「繼」字を共和国の文献は一貫して「桂」字としている。音通異字の人名例である。
- (33) 『壬戌録』「跋辭」二四頁。この部分は共和国の文献とも完全に一致している。
- (34) 『同書』「同跋辭」二四頁。「至於六招、始乃吐実、罪魁禍首、非渠伊誰。第其柵谷寓居、不過十年于茲、本無田地、何論結還、都非渠身甘苦之攸関、則必他人指喉之可覈、而惟事

抵頼、終不直招」。

- (35) 『同書』「同跋辭」二四頁。「金守萬段、役編守城、雖異帳前之列、名在諸校。…(中略)…李貴才段、自是宜寧流離之漢、無関晋邑結還之弊。…(中略)…而渠乃參入樵党、自為前矛、執捉之時、挺身先登、打殺之場、揮棒首犯」。

- (36) 前掲註(18)の原田環論文や註(31)の矢沢論文が代表的なもの。最近の韓国における『一八六二年農民抗争』などもほぼこのような傾向にある。しかし「饒戸・富民」層がそれ程簡単に乗り越えられる階層だとは思えないし、農民大衆の過大評価は、主観的な気持としては理解できるが、この時期の民衆闘争の歴史性を誤るものになるのではなからうか。

- (37) 『壬戌録』「巡營狀啓四月」四一頁。「本縣班民金奎鎮、稱以邑弊矯救、暗自發文、輪示三面是乎所、取考其通文辭意、則如有不徒之民、先毀其家、具罰其洞訟除良、所用錢財、當勒徵富家云云。」(「線部は吏誥」)「同狀啓」は『龍湖閒録』三、の六一三番にも「開寧縣監金厚根罷黜狀啓」(五八頁)として吏誥部分を除きより簡略化した文章で掲載されている。
- (38) 『壬戌録』別単、五二頁「面而戸戸即刻無違、及其點名、折半未到、一併以闕錢五兩式星火督捧、合為二千餘兩、因作己物。成群作党、欄入官家。…(中略)…於是乎燒毀吏房倉邑之家。」

- (39) 李潤甲、前註(6)論文六五二頁、六五三頁、所引。『星州民擾時前吏房徐宅鉉辨巫録』「年前民擾時、吏房三人中二人家被毀。小人家獨全者、実は進賜主厚念之澤。…(中略)…吾無論某家、五家外切勿毀之意、定為約束。而收捧投書、則汝

之名即第七番上来、故自爾不毀」。この資料からは、すでに年前に吏房の家をこわす事件があった事が分る。五家以上は毀つなという約束や七番目にあげられていたからこわされなかつたという記述は大変興味深い。同資料は延世大学中央図書館の所蔵とされ、本稿執筆時に直接見る事はできなかったが、今後はこのような私文書の利用が大いに期待される。

- (40) 河炫綱、前註(23)論文『被誣事実』、「而二月初二日、余親往其家、則柳繼春、朴肅然、鄭弘八在座。…(中略)…乃出其諺書一通、乃撤市事也。余大警切責曰、『是何事也。是何語也。為禍當不少、函燒之更無作此駭悖之拳云』。則柳曰、『今日曉頭、已斃雇人掛于邑市。今日即市日也。一州之人、無不見之。且死亦吾死、生亦吾生也、何関於校理丈。』句誥は筆者流に改めた。ドラマをみるようなこの対話から年長者の校理李命允(六〇歳)に堂々と反論する血氣の柳繼春(當時四七歳)の姿がうかがいあがる。

- (41) 『晋州樵軍作變曆録』第五号「金允化に対する調書」。「夫大谷幼学金允化年三十五。…(中略)…而柳桂春曰、『今此會中人同心并力、然後邑弊可矯、吾當殺狗為盟吾輩、各自歃血可乎。』衆皆不應、則桂春發怒曰、『空費吾一紙通文而已、何能做事乎。』遂先起向西而去。」同じく六号の「柳桂春に対する調書」にも同様の供述がある。今の所、これらの拱招は韓国では発見されていないようである。

- (42) 『壬戌録』二一七、二一八頁。本来なら記述部分の漢文を注記すべきであるが、紙面の関係上省略する。

- (43) 李源祚は「而以十兩為定、則雖不足於邑用、民情則似怡然

矣。」(一〇兩を以って定めとなせば、則ち邑用〔星州の費用〕には足りないが、民情にはかなうだろう)『同上』二二七頁、とのべており、あくまで邑の大民の立場から民衆との妥協を図っていたと考えられる。従って作頭らの「以八兩定給、然後民可紆力而得生矣。」(同頁)というような論理とは食い違った。

(44) 『壬戌録』二二二頁。

(45) 『壬戌録』備辺司関内節啓、下教司啓辭」二〇頁。

(46) 『龍湖閒録』三、六一二、五八頁。

(47) 註(10)所引『備辺司曆録』二五、哲宗十三年壬戌二月二十九日条の晋州民乱に対する評言中の一語。

(48) 『龍湖閒録』三、六二、壬戌四月一六日威平公兄文状、五七頁。

(49) 『同上書』三、六三五、宮奇、九〇頁。

(50) 『同上書』三、同条、九一頁。

(51) 『同上書』三、六二三、宮奇、七三頁。

(52) 『同上書』同条

(53) 『同上書』三、六三五、宮奇、八五頁。

(54) 『壬戌録』六五頁。五月二八日条の按察使李正鉉の啓言に對する國王の伝教。ここでは「揚竿剣竹力抗者、此与緑林潢池之敢行稱乱、何以異哉」と中国の民衆反乱(緑林党)に比喩している点が興味深い。

(55) 『壬戌録』一〇一頁、旗文。

(56) 後述の平安道農民戦争などのような「易姓革命論」の系譜に立つ兵革構想では、印符を奪う事は一般的に行われるが、

一八六二年のケースでは管見の限りこの一件だけではないかと思う。

(57) 前註(51)鄭翰淳供招の結び。

(58) 『龍湖閒録』三、六三五宮奇、九〇頁。

(59) 『同上書』三、六二三、宮奇、七四頁。またより省略された形で『壬戌録』六五頁、威平縣按察使書目に同様の一文が載せられている。

(60) 李朝後期のパンソリ小説『春香伝』において、キーセンの娘春香が、暗行御史となった李夢龍に救われるストーリーを想起せよ。日本の水戸黄門伝説などと同じく、このような小説が人気を博する背景には、民衆の「お救い」を求める国家幻想を想定せざるを得ない。

(61) 申一徹『韓國の民俗・宗教思想』(一九七七、三省出版社所収、『鄭鑑録』解題参照)

(62) このような理解の上にな立つ社会変動史研究の代表的なものとしては、後述する鄭奭鍾の『朝鮮後期社会変動研究』(一九八三、一潮閣)をあげる事が出来るであろう。第一部の「社会勢力と政治運動」は、第二部の「社会身分制の变化」を前提に成り立っているものと思われる。しかしながら、第二部の社会経済史的な変動が直ちに当時の党争をも含めた政治史的な変動に反映するという認識は、いささか直線的であるように思える。事実としての社会経済史的な変動を肯定した上で、いくつもの媒介項を設定しつつ、「党争」のみにとられない広義の「政治社会史」が必要であるように思える。

(63) 李銀順『朝鮮後期党争史研究』(一九八八、一潮閣、所収。

「老少論의」時局認識論—李景奭의 政治的生涯斗 三田渡
碑文撰述是非—」参照。

- (64) 田川孝三『毛文龍と朝鮮との関係について』(一九三二、今西龍刊『青丘說叢』卷三)に始まる李朝後期朝中関係史の研究は、戦前に同、『藩館考』(一九三四、『小田先生頌寿記念朝鮮論集』)などの業績を挙げながら、戦後は『滿鮮史』の否定と共に葬り去られたようである。わずかに森岡康の「第二次清軍入寇後の朝鮮人捕虜の売買」(一九八四、『朝鮮学報』一九九)、朝鮮捕虜の清国の価格について(一九八五、『東洋学報』六六)、「第二次清軍入寇後の朝鮮潜商の一瞥見」(一九八八、『檀博士頌寿記念東洋史論叢』)などによって継承発展させられている。他律性論に立った「滿鮮史」が否定されるべきは言うまでもないが、だからと言って李朝後期の民族心理をも含めた朝中関係史の重要性を看過して良いという事にはならないであろう。

- (65) 亜細亜文化社版『推案及鞫案』第一冊七二六頁、七九九頁。前半は俞選基拱招の前提となる官側の追求の論理中にみられるもので鄭奭鍾氏は「上変書」としている(『前掲書』一四五頁)。

- (66) 『前掲書』七二五頁。崇明北伐の意識は、七九六頁「壬辰之年、朝鮮被倭乱、則大明皇帝動天下、兵終至平定。而大明今為胡地、心常憤慨」などに見られる。

- (67) 前註(65)に同じ。他にも「城中僧兵、先斬廣州府尹及中軍」(七五〇頁)などの下りがある。

- (68) 前註(65)に同じ。その続きには、「江原兵奉真人入京」

(七八九頁)とある。

- (69) 前註(66)に同じ。その続きは「削髮入金剛、而其人上通天文、下察地理、中觀人事。才不下於古之孔明劉基者也。」

- (70) 拙稿、「平安道農民戦争における参加層」(一九七九『朝鮮史叢』二)、「平安道農民戦争における檄文」(一九八四『朝鮮史研究会論文集』二二)、「坊刻本ハングル小説『辛未録』について」(一九八五『朝鮮学報』百十五)など参照。

- (71) 李栄昌の身分等に関しては明確ではないが(自白強要中に死亡)、洪景来や後述の李弼濟らは明らかに、儒教的な教養を身につけた没落両班であった。李弼濟の拱招に「自幼時讀書、自知父子君臣之義」の一節がある(『推案及鞫案』二一九、高宗一、逆賊弼濟岐鉉等鞫案「四一八頁」)。

- (72) 尹大遠のこの論文は、広範な資料をもとに「李弼濟乱」の兵乱の性格を明確に打ち出している点(同論文二〇一〜二〇二頁)、で評価できる。

- (73) 吳知泳『東学史』(原著一九四〇、梶村秀樹訳、平凡社版一九七〇、七九〜八三頁。「辛未の事変」の項。原著では李弼となっているのを梶村氏は李弼濟と補っている。また研究としては金義煥「辛未年李弼濟乱」前掲『伝統時代』の「民衆運動」下所収)参照。

- (74) 尹大遠「前掲論文」所引。一四六頁、一五二頁。ここで引用されている『右捕庁謄録』や『慶尙監營啓録』を筆者は未見であるが、『推案及鞫案』などと同様に、影印もしくは活字化される事が望ましい。

- (75) 『推案及鞫案』二九、「逆賊弼濟岐鉉等鞫案」李弼濟の拱招

には、「自少有北伐之計矣。至于庚戌始逢許瑾為名人曰、為國盡忠、如唐之郭汾陽、為韓報仇如秦之張子房」為語矣。」などの語があり、『鄭鑑録』的構想を「故推知、五台山妖僧樵雲之妄論也。」(四二〇頁)と斥けている下りもある。もっともこれは中央での取調べであるので、割引く必要があるかも知れない。

(76) 尹大遠「前掲論文」所引、一五三頁。

(77) 具良根「東学思想と『鄭鑑録』の関連性考察」(一九七四、『財団法人朝鮮奨学会学術論文集』四)

(78) 甲午農民戦争に関する論文は多いが、とりあえず農民軍の弊政改革条目に関しては、馬淵貞利「近代朝鮮における変革主体・抵抗主体の形成と展開」(一九七五『歴史学研究』別冊)および同「甲午農民戦争の歴史的位置」(一九七九『朝鮮歴史論集』下)参照。

(79) 『韓国史』一七(一九七三)、国史編纂委員会)巻頭グラビア。この沙鉢通文を使った論文には、横川正夫「全捧準についての一考察」(一九七六、『朝鮮史研究会論文集』一三)がある。しかし、筆者がこのグラビアをみるかぎり挾義の「沙鉢通文」そのものは「各里々執綱、座下」の部分までで、それも写本の可能性が強い。全体として甲午農民戦争が終わった直後の時期に「甲午農民戦争」の通史叙述を試みた文章の一節との印象が強く、オリジナルなものとは思えない。

とは言え、このような沙鉢通文が存在した事や、古阜の宋斗浩家でこのような会議がもたれたこと自体は肯定すべきであらう。

(80) 趙景達「東学農民農民運動と甲午農民戦争の歴史的性格」

(一九八二、『朝鮮史研究会論文集』一九)では、東学農民運動の指導層を(1)稟官派、(2)宗教派、(3)政治改革派と分け(一二八〜一二九頁)、半プロレタリア層に着目した上で、「富農」「富民」―北接派(村役人層)半プロレタリア―南接派の図式を提示した。しかし半プロレタリア、南接派の政治改革構想は必ずしも明確ではなく、同「甲午農民戦争指導者Ⅱ全捧準の研究」(一九八三、『朝鮮史叢』七)においても、「自然発生性の否定」や「民乱研究の重要性」(七七頁)は指摘しながらも、全捧準のみに焦点をしぼる研究方法では、「民乱」型指導者像を否定する事はできない(またする必要もないであろう)。しかし趙景達氏が「たとえ東学思想の甲午農民戦争への影響を強く是認するにせよ、方法論的には東学とは別のところでひとまず民衆思想の独自なあり方を探る必要があるのではないであろうか」という問題提起をしている以上、このような「兵乱」型の指導構想をも評価する必要があるのではないだろうか。

(81) 前註(3)、金仁杰論文が、このような「農民抗争の組織基盤」という問題意識から、これまでの韓国における研究を整理している。

(82) このような観点から長期にわたる「在来市場」の問題を論じたものは管見の限り、存在しないように思う。ただ後述のように「一六世紀の郷市」や、日帝期三・一運動における「在来市場」の機能はそれぞれに論じられており、本章を作成するに当って石川武敏「植民地朝鮮における民衆的都市空

間—ソウルの例を中心に—」(一九八七、法政大学地理学専攻修士論文、未公刊)の閲覧の機会を得、「民衆空間」としての「在来市場」という概念に大変勇氣づけられた。

(83) 善生永助『朝鮮の市場』(一九二四、朝鮮総督府調査資料八)、四方博「市場を通じて見たる朝鮮の経済」(一九二九初出、『著作集』上七) 文定昌『朝鮮の市場』(一九四一、日本評論社)など参照。

(84) このような問題に最初に気付いたものには、宮原克一「十五・六世紀朝鮮における地方市」(一九五六『朝鮮学報』九)がある。また洪憲裕も前註(2)の「場市」論文で、「一五〇六世紀における場市の発生発展」の章の(2)で発展の立場から論じ、最近では韓国の李景植「二六世紀場市の成立と基盤」(一九八七『韓国史研究』五七)が、ほぼ同様の問題を論じている。

(85) 『朝鮮王朝実録』(国史編纂委員会本) 明宗元年二月丁巳、三九六頁〜三九七頁。

(86) アジールは本来、宗教的禁忌に由来する聖域をさすが、市場とりわけ民衆の野市にアジールの性格が存在することは、中村勝「増補改訂市場の語る日本の近代」(一九八九、そして文庫二三)「概観・市場史について」の序章および第三章「朝鮮の在来自由市場」を参照。歴史におけるアジール一般の性格については、網野善彦「無縁・公界・楽」(一九七八、平凡社)を参照。ここでいうアジールの機能とは本来の意味のアジールではなくとも、逃亡や故買を成立させる空間として存在したという意味である。

(87) 李彦迪の議論「近者飢饉連年、盜賊滋熾。湖嶺尤甚、明火恣行、殺掠無忌。此皆由於場市無禁也。場市之設、全羅道則自古有之。慶尚忠清道則設立不久。請一切禁止。」三公の啓、「場市則全羅慶尚忠清等道試之有素、貧民艱食、売其衣服連命者頗多。但出市之日或異、故互相遷貿、以此盜賊興行。若於一期之内、或二度三度、永為恒式、一時出市、則庶無其弊矣。」いずれも『前掲実録』明宗元年三九三頁および三九四頁。

(88) 『透書』「論商販事類額税規則」(一九七一ソウル大本)一五七頁、上。

(89) 『同書』前段の続き「主人登記帳簿、以憑後考。勿論京外皆行此制、額鋪成立後、嚴禁野外場市、必令買辨於城郭本店、則賊徒之衰滅決矣。」

(90) 『前掲書』同上、一五二頁下、「或曰、行商之業、異於農務。或作或転乍南乍北、春販魚鱸、秋買布帛。惟利是趨、營運無常。往来頻繁、不定方所。國家何能尋其去處、一一徵稅乎。」柳寿垣の議論は、いかにして國家の立場から合理的な徵稅が可能かという論理で一貫しており、何故、朝鮮には「額鋪」のような大商人資本が成立せず、小商人資本が盛んであるのかという点にまでは立入っていない。しかし、李朝後期の当時、何が問題であったかという点では示唆的である。

(91) 『朝鮮王朝実録』純祖元年一〇月癸酉、四一一頁下。

(92) 申龜朝『繡衣録』五三頁。本書は純祖二年の忠清道陪行御史申龜朝の繡啓および別單等の記録の写本である。

(93) 申龜朝の評語に「汝矣既知為御史、而拖引吳起以證妻之妾、

則殺妻者誰也。」(同頁)とあり、一種の公知のための作法であったと思われる。

(94) 『同書』私婢玉彬拱招(四三頁)。劉海然拱招(五四頁)。

(95) 『閩西平乱録』九、正月二十九日。亜細亜文化社版第二冊、「鄭得弘拱招」五二五頁。

(96) 前註に同じ。獨鎮の位置は不明であるが、寧辺府使の牒報内にこの拱招がある事から、定州とは離れた所であったと思われる。

(97) 『同上書』七、二月二十八日。同版第二冊、一九九〇二〇〇頁。「龍岡縣令為牒報事」

(98) 拙稿「平安道農民戦争における参加層」七三頁。

(99) ただし、その広域性とは場市圏内の限りであってこの事例ではせいぜいが後の平安南北道全域程度であろうと考えている。以前鄭奭鍾氏は『洪景来乱』^斗「内應勢力」(一九八五『南史学』創刊号)で、内応勢力の全国的存在をあげ、「洪景来乱」の全国的性格を論じられた事がある。勿論、構想としての全国的性格を否定するつもりはないが、基本的な主導層とその運動は平安道で展開されたものであり、市場圏も全国的なものでなかった所に由来する地方的な狭さは否定できないのではないかと考えている。従って平安道農民戦争という呼び名は、後の甲午農民戦争(全国的、世界的意義をもつものとして)の前提をなす段階として考える上でも適切であると考えている。

(100) 『閩西平乱録』八、二月二二日、亜細亜文化社版第二冊、四七九頁。

(101) 『同上書』同条、前段、「自正月初一日、為賊党之把守軍兵是如可、及其同月十五日、外間消息探知次、與同僚漢、金大聖、金元玉等出城来留本村」。

(102) 姜徳相「日本の朝鮮支配と三・一独立運動」(一九七〇、『岩波講座世界歴史』25)三三八頁。朴慶植『朝鮮三・一独立運動』(一九七六、平凡社)一〇二頁。富田晶子「三・一運動と日本帝国主義」(一九八二『近代日本の統合と抵抗』三)二五〇二七頁。さらには並木真人「植民地下朝鮮における地方民衆運動の展開」(一九八三、『朝鮮史研究會論文集』二〇)においては、一九三〇年代の赤色農民組合の運動(洪原郡)においても場市開催日を利用してゐる事が報告されてゐる(七七頁)。

(103) この「市場規則」の抑圧的な側面については、中村勝、前掲註(86)書参照。

(104) 善生永助の前掲註(83)書(一九二四)を始めとして『朝鮮人の商業』(一九二五)、『市街地の商圏』(一九二六)、『朝鮮の市場経済』(一九二九)などがいずれも総督府の調査資料のシリーズとして早い時期に出されている点も無視できない事のように思える。